

私は、政清会を代表いたしまして、請願第5号「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書」採択に関する請願につきまして、反対の立場で討論いたします。

確かに我々政清会も、請願趣旨に記載されているように、社会情勢の変化等により消費者の脆弱性につけ込む形で悪質商法の手口が巧妙化し、それによる消費者被害が発生しており、より一層の消費者被害の防止対策と早急な救済策により消費者の安全安心を確保する必要があると考えております。

しかしながら、平成28年改正後もまだまだ救済漏れ、防止対策漏れはあるのかもしれませんが、情報開示やインターネット通販等に関する見直しが行われており、適時必要な処置が講じられつつあります。

抜本的という言葉には、物事の根っこの部分、基幹に当たる部分を引き抜いて考え直す、是正するという意味を持つ言葉であります。我々政清会は、当法の抜本的な改正ではなく、次々に新しく巧妙化する犯罪手口に即座に対応する改正が必要であると考えることから、本請願に賛同することは適切ではないと考え、反対いたします。